

農地法第4条・5条転用届出チェックリスト

(市街化区域内の農地転用)

- ・ 随時受付いたします。
- ・ 証明書類は**発行日3か月以内**のものでお願いいたします。
- ・ その他、申請内容等により**必要な追加書類を**求めることがあります。

申請人 { 譲受人：
(転用実行者)
譲渡人：
代理人：

※4条は譲渡人を記載しない。

提出書類一覧

① 提出書類	② 取得場所	③ 必要な場合	④ 確認欄 (☑)	
			申請人	農委担当
<input checked="" type="checkbox"/> 届出書	農委窓口 石岡市公式 HP	すべての申請に必要 ※窓口に来る人は 本人確認書類 (運転免許証等)をお持ちください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)	法務局	※全部事項証明書について 仮登記が設定されている場合は、仮登記設定者からの承諾書を添付 所有者住所と現在の住所が違う場合、住所がつながる公的証明を添付 (戸籍の附票等)		
<input checked="" type="checkbox"/> 農地転用する土地の位置図	各自			
<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書	法務局	申請人が法人		
<input type="checkbox"/> 住民票	住所のある市町村役場	申請人が市外在住 ※申請人が外国籍の場合 国籍 を記載		
<input type="checkbox"/> 代理人選任届 (委任状) 委任者の 本人確認書類 (写し)添付	農委窓口 石岡市公式 HP	申請人が窓口に来られない場合 ※押印廃止により委任者の 本人確認書類 (写し)も必要です。		
<input type="checkbox"/> 地籍測量図	各自	分筆した農地		

申請前に必ず確認してください。

確認内容	申請人確認欄
市街化区域内の農地ですか。	
開発行為許可は必要ないですか。 ※必要な場合は、転用届出と併せて手続きをお願いします。	
耕作目的で貸している農地ではありませんか。	
譲渡人は 農業者年金の経営移譲年金(特例付加年金)受給権者 以外 ですか。	
相続税・贈与税の納税猶予を受けている農地ではありませんか。	
転用実行者は所有者です。	4条届出です。
転用実行者は所有者以外です。(売買、賃借等が伴う)	5条届出です。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和〇年〇月〇日

石岡市農業委員会会長 殿

届出者 氏名 石岡 太郎 ※本人自署

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所				職 業				
	石岡市石岡一丁目1番地1				会社員				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	土地所有者		耕作者		
			登記簿		現況	氏名	住所	氏名	住所
	石岡一丁目	〇番〇	畑	畑	300	石岡 太郎	石岡市石岡一丁目1番地1	同左	
	計	1 筆 300 ㎡ (田 筆 ㎡、畑 1 筆 300 ㎡)							
3 転用計画	転用の目的	自己住宅							
	転用の時期	工事着工時期	令和〇年〇月〇日						
		工事完了時期	令和〇年〇月〇日						
転用の目的に係る事業又は施設の概要	【建築物を伴う場合】木造 2階建 1棟 60㎡ 等 【建築物を伴わない場合】砂利敷き/アスファルト舗装 等								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	・東が宅地・西が畑・南が畑・北が宅地で雨水は敷地内処理、雑排水は合併浄化槽で処理するため、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと思われる。 ・周囲は宅地のため、特に問題ないと思われる。 等								

(記載要領)

- 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
社判または記名でも可としますが、その際は押印が必要となります。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

石岡市農地

- 譲受人（所有権移転）が2名以上の共有名義の場合は各持分を記載。
例 持分2分の1 石岡 太郎
持分2分の1 石岡 花子
- 申請人が法人の場合は、代表者名まで記載。
例 株○×建設
代表取締役 石岡 次郎
- 譲受人での単独申請ができる場合
競売・公売・特定遺贈 ※必要書類有

令和〇年〇月〇日

譲受人 氏名 石岡 太郎 ※本人自署

譲渡人 氏名 八郷 一郎

●譲渡人が複数いる（共有地）場合は全員の同意が必要。

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の氏名	石岡 太郎		住所	石岡市石岡一丁目〇番地〇		職業	会社員	
	譲受人	●書ききれない場合は「別紙1」を使用。		住所	石岡市柿岡〇〇〇〇番地		職業	自営業	
	譲渡人			住所			職業		
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	土地所有者		耕作者		
			登記簿 現況	(㎡)	氏名	住所	氏名	住所	
	石岡二丁目	〇番〇	畑 畑	300	石岡 太郎	石岡市石岡一丁目〇番地〇	同左		
	●書ききれない場合は「別紙2」を使用。								
	計	1 筆 300 ㎡(田 筆 ㎡、畑 1 筆 300 ㎡、採草放牧地 筆 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他			
	所有権	設定	移転	令和〇年〇月〇日	永年	売買			
4 転用計画	転用の目的	自己住宅		開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当第 号					
	転用の時期	工事着工時期		令和〇年〇月〇日					
		工事完了時期		令和〇年〇月〇日					
転用の目的に係る事業又は施設の概要	【建築物を伴う場合】木造 2階建 1棟 60㎡ 等 【建築物を伴わない場合】砂利敷き/アスファルト舗装 等								
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東が宅地・西が畑・南が畑・北が宅地で雨水は敷地内処理、雑排水は合併浄化槽で処理するため、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと思われる。 ・周囲は宅地のため、特に問題ないと思われる。 等 								

●権利の種類「所有権」の場合 契約内容を記入。(売買、贈与等)

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
社判または記名でも可としますが、その際には押印が必要となります。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。